

勤労者自己住宅資金 利子補給制度のご案内

(元金の返済開始日が令和7年4月1日以降の方)

最大
75,000円



制度の概要

市内において、新築のマイホームを建築・購入するために金融機関から融資を受けた勤労者のみなさまに対して、市が利子の一部を補給する制度です。

お申し込みできる方

次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 事業主に常時雇用されている方。 会社の代表者・個人事業主は対象外。
- (2) 市内に自ら居住するための住宅を新築（付随する土地の取得を含みます。）したか、市内の新築分譲住宅（新築マンションを含みます。）を購入した方。
- (3) 金融機関から住宅資金の融資を受けている方。
- (4) 借入金の1年間の返済額（利子を含み繰上返済額は除く）が、補給対象期間の初日の属する年の前年の所得金額の25%以上の方。（債務者が複数の場合は全員の所得金額を合算します。）
- (5) 市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）を滞納していない方。

対象となる借入金と期間

対象となる借入金は、新築住宅か新築分譲住宅の取得とそれらに付随する土地の取得に要した資金で、金融機関からの借入分（限度額750万円）です。

補給対象期間は、対象融資における元金返済開始日から起算して1年を経過した日の前日です。

補給金額

対象融資における借入金の1%（限度額75,000円）です。申請承認後、一括してお振込みします。

申請期間

対象期間の借入分返済後、元金返済開始日から起算して2年以内にご申請ください。申請期間を経過した申請については、お受けすることができませんので、ご注意ください。

必要書類

①住民票（申請者分）

②金銭消費貸借契約書の写し

③利子補給対象期間の返済額を証明する書類（市HPに様式あり）

※補給対象期間経過後に借入金融機関にて発行をお願いいたします。元金返済開始日から起算して1年を経過した日の前日までの返済状況について、証明を依頼してください。

④住宅と土地の工事請負契約書または売買契約書の写し

⑤お勤め先を確認できる書類（申請者分）

※雇用証明書（市HPに様式あり）など

⑥所得証明書（債務者全員分）

※元金返済開始日の属する年の前年分

※証明する年の翌年の1月1日時点で住民票をおいていた市町村にて発行してください。

⑦市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）に滞納がない旨の証明書（申請者分）

⑧請求書

※①、⑤、⑥、⑦の書類は、**発行から3か月以内**のものをご提出ください。

【例：元金返済開始日が令和7年4月15日の場合】

元金返済開始日	1年後	2年後
R7.4.15	R8.4.14	R9.4.14
補給対象期間 (R7.4.15~R8.4.14)		申請可能期間 (R8.4.15~R9.4.14)

③返済額証明書：R7.4.15~R8.4.14の1年間の返済状況の証明を金融機関に依頼してください。

⑥所得証明書：令和7年度（令和6年中の所得）分をご提出ください。
(R7.1.1時点で住民票のある市町村に請求してください。)

申請者

お申し込み条件を満たす方が複数いる場合は、主として世帯主の方が申請してください。

申込み受付窓口

〒921-8510

石川県野々市市三納一丁目1番地

野々市市役所 地域振興課 産業振興係

TEL : 076-227-6160